有料老人木一厶重要事項説明書

記入年月日	令和4年7月1日
記入者名	石井 摩奈美
所属・職名	ベストライフ宝塚・管理者

1. 設置者概要

<u> </u>						
毛 籽	個人生人					
種類	※法人の場合, その種類	株式会社				
	(ふりがな) かぶしきがい	しゃべすとらいふにしにほん				
41 171	株式会社ベス	トライフ西日本				
主たる事務所の所在地	〒591-8022 大阪府堺市北区	金岡町3034番地21				
	電話番号	072-254-7930				
連絡先	FAX番号	072-254-7931				
建 桁元	メールアドレス					
	ホームページアドレス					
代表者	氏名	津金 智恵子				
八衣有	職名	代表取締役				
設立年月日	令和元年11月22日					
主な実施事業	※別添1 別に実施する介護サービス一覧表)					

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) べすとらいふ	たからづか					
47	ベストライフ宝塚						
所在地	〒665-0076						
77/1145	兵庫県宝塚市谷口町1番14号						
	最寄駅	阪急電鉄今津線『小林』駅					
主な利用交通手段	交通手段と所要時間	阪急電鉄今津線『小林』駅 東口より 徒歩4分(約320m)					
	電話番号	0797-71-8861					
連絡先	FAX番号	0797-73-6900					
	メールアドレス						
	ホームページアドレス	なし					
管理者	氏名	石井 摩奈美					
自任任	職名	管理者					
建物	の竣工目	令和元年7月22日					
有料老人ホー	ーム事業の開始日	令和2年9月1日					

(類型)

1	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
2	介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
3	住宅型					
4	健康型					
		介護保険事業者番号				
1 3	スは2に該当する	指定した自治体名				
場合	1	事業所の指定日				
		指定の更新日 (直近)				

3.建物概要

建物概要												
	敷地面積	E	914.75	m²								
			1 事	業者が自ら所有	する土	地						
			② 事業者が賃借する土地									
				抵当権の有無 ① あり 2 なし								
土地	所有関係				① あ	ŋ						
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			契約期間 (借家契約:令和元年8月1日~令和31年)								
					2 13	L						
				契約の自動更新	 あ 	ŋ	2 なし					
				全体	ļ	1,877.7	7 m²					
	延床面積	Ę	うせ	ち、老人ホーム	部分	1,857.2						
			① 耐	火建築物		1						
	耐火構造	Ė	2 準	耐火建築物								
			3 ~	の他()					
			1 鉄	筋コンクリート	、造							
	構造		② 鉄骨造(重量鉄骨造 地上4階建)									
7-1-17			3 木造									
建物			4 そ									
	所有関係		1 事業者が自ら所有する建物									
			② 事業者が賃借する建物									
			抵当権の設定 ① あり 2 なし									
				① b 9								
			契約期間 (令和元年8月1日~令和31年10月末日)									
				2 なし								
				契約の自動更新	 あ 	ŋ	2 なし					
			① 全	室個室	ı							
	居室区分			2 相部屋あり								
	【表示事項	Ĩ)		最少			人部屋	人部屋				
				最大			人部屋					
		} -	イレ	浴室	面	積	戸数・室数	区分※				
民党の批判	タイプ 1	有	/無	有人無	18.06~	$18.07\mathrm{m}^2$	48室	一般居室個室				
居室の状況	タイプ 2	有。	/無	有/無		m²						
	タイプ 3	有。	/無	有/無		m²						
	タイプ 4	有	/無	有/無	m²							
	タイプ 5	有。	/無	有/無		m²						
	タイプ 6	有。	/無	有/無		m²						
	タイプ 7	有。	/無	有/無		m²						
※「一般居室個	室」「一般居室相	部室」「	介護居室	医個室」「介護居室	相部屋	「一時介	護室」の別を記り	<u></u> _				

共	m/c====================================														
/ `	共用便所における便房		5ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房								0ヶ所			
			3 7 751		すす	椅子	子等の	の対点	むがて	可能な	使原	<u> </u>			5ヶ所
-#-	 共用浴室		1ヶ所	個	室										0ヶ所
**	· 用俗至		1 ケ カ	大	浴場	1									1ヶ所
				チ	ェア	' —	浴								0ヶ所
共	に用浴室における介		1. ==	IJ	フト	浴									0ヶ所
	養浴槽		1ヶ所	ス	トレ	/ツ	チャ	一浴	ì						1ヶ所
共用施設				そ	の他	1 ()						0ヶ所
食	(堂	1	あり 2	2	なし	L							-		
	、居者や家族が利用 ごきる調理設備	1 あり ② なし													
工	ニレベーター	1 あり (車椅子対応) ② あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記1・2に該当しない)													
			なし	10 1		2 (0	- IVA —		* V /						
消	肖火器	1	あり 2	2	なし	L									
自	動火災報知設備	1	あり 2	2	なし	L									
火	く 災通報設備	1	あり 2	2	なし										
消防用設備等ス	、 プリンクラー	1	あり 2	2	なし	L									
防	5火管理者	1	あり 2	2	なし	L									
防	5災計画	1	あり 2	2	なし	L									
居	音室	1	全室にあり	ŋ	2	_	-部ま	らり	3	なし	,				
便	所	1	全室にあり	ŋ	2	_	-部ま	らり	3	なし	,				
消防用設備等 浴	室	1	全室にあり	ŋ	2	_	-部ま	らり	3	なし	,				
- -	一の他	1	全室にあり	ŋ	2		-部ま	らり	3	なし	,				
その他 全	・ 全館バリアフリー対応														

4. サービスの内容

運営に関する方針	契約者または入居者の相互扶助によって居住施設の 低額利用を実現し、将来起こり得る事態に備えて、 契約者または入居者の相互で助け合い、不安のない 老後生活を目的とします。
サービスの提供内容に関する特色	ご利用者の希望や心身の状態を鑑み、サービスを提供します。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 ③ なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯・掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 ③ なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

(7) (6) (7) (7) (7)						
	入居継続支援加算	(I)	1 あり	2 なし		
	八店쬰稅又饭加昇	(II)	1 あり	2 なし		
	生活機能向上連携加	(I)	1 あり	2 なし		
	算	(Ⅱ)	1 あり	2 なし		
		(I)	1 あり	2 なし		
	個別機能訓練加算	(Ⅱ)	1 あり	2 なし		
	ADI White by to by	(I)	1 あり	2 なし		
	ADL維持等加算	(Ⅱ)	1 あり	2 なし		
	夜間看護体制加算	l	1 あり	2 なし		
	若年性認知症入居者受	入加算	1 あり	2 なし		
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	医療機関連携加算		1 あり	2 なし		
家となるり一し入り体制の有無 	口腔衛生管理体制加算	Ĺ	1 あり	2 なし		
	口腔・栄養スクリーニング	が加算	1 あり	2 なし		
	退院•退所時連携加算		1 あり	2 なし		
	看取り介護加算		1 あり	2 なし		
	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)		1 あり	2 なし		
			1 あり	2 なし		
		(I)	1 あり	2 なし		
	サービス提供体制強 化加算	(Ⅱ)	1 あり	2 なし		
	(III		1 あり	2 なし		
		(I)	1 あり	2 なし		
	A 344 mile 12 / 12 / 12 / 24 / 12	(Ⅱ)	1 あり	2 なし		
	介護職員処遇改善加 算	(III)	1 あり	2 なし		
	异	(IV)	1 あり	2 なし		
		(V)	1 あり	2 なし		
	介護職員等特定処遇	(I)	1 あり	2 なし		
	改善加算	(Ⅱ)	1 あり	2 なし		
	a the to	(介護	看護職員の	配置率)		
人員配置が手厚い介護サービスの実	1 by		:	1		
施の有無	② なし					
	9					

(医療連携の内容)

(位派足功のです)							
		① 救急車の手配					
医療支援		② 入退院の付添い					
※複数選	呈 択可	③ 通院介助(協力医療機関)					
		④ その他(健康相談	笈)				
		名称	医療法人 回生会 宝塚病院				
		住所	兵庫県宝塚市野上二丁目1番2号				
			内科、循環器科、消化器内科、呼吸器科、外科、				
			消化器外科、脳神経外科、整形外科、血管外科、				
	1	診療科目	形成外科、皮膚科、肛門外科、泌尿器科、糖尿病内科				
			腎臟病(CKD)、末梢動脈疾患(PAD)、放射線科、				
拉力医康機則			リハビリテーション科、人工透析センター				
協力医療機関		協力科目	同上				
		協力内容	外来受診、入院等緊急時対応				
	2	名称	医療法人 慶春会 いたみホームクリニック				
		住所	兵庫県伊丹市西台一丁目1番1号 伊丹阪急駅ビル5				
		診療科目	内科、特定健診、禁煙外来				
		協力科目	同上				
		協力内容	訪問診療				
協力歯科医療機関		名称	医療法人社団 優成会 小林歯科				
		住所	兵庫県尼崎市南塚口町二丁目17番9号 塚口ビル2階				
		協力内容	訪問歯科				

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

A	(八石 医) (一石 三	全を仕め合える	
※複数整択可		を住み替える	1 17 KX
3	~· -	汝選択可	7. mar = - 12 - 7. T
・	判断基準の内容	卒	③ その他 (※1一般居室へ移る場合) 認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で一般居室を移動していただく場合があります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み
居室利用権の取扱い 居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。 前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし	手続きの内容		追加費用は発生しません。但し、入居者本人及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発
前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし (便所の変更 ① あり ② なし (便所の変更 ① あり ② なし (運所の変更 ② あり ② なし (変更内容) (変更の仕様の変更 ② なし (変更内容) (変更力を動きる望される場合により、当社の運営する他施設へ移動していただくとがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を関いた上で、入居者本人及び身元司受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。 (3) その他(※2堤塘施設へ移る場合)人及者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合とよった。この際、移動た施設の高額を介護では退去の手続きを行った上で、新たに移動を希望される場合、といただきます。この際、移動た施設の選合の返還金の返還金の返還金の返還金の返還金の返還金の返還金の返還金の返還金の返還金	追加的費用の有	有無	① あり 2 なし
面積の増減	居室利用権の耳	反扱い <u></u>	居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。
使所の変更	前払金償却の認	凋整の有無	1 あり ② なし
治面所の変更		面積の増減	1 あり ② なし
 洗面所の変更 ① あり 2 なし		便所の変更	① あり 2 なし
1 あり ② なし (変更内容) 1 あり ② なし (変更内容) 2 なし (変更内容) 2 なし (変更内容) 2 なし (変更内容) 3 その他(※2提携施設へ移る場合)		浴室の変更	1 あり ② なし
その他の変更	従前の居室と	洗面所の変更	① あり 2 なし
その他の変更	の仕様の変更	台所の変更	1 あり ② なし
判断基準の内容		その他の変更	1 あり (変更内容)
入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。また、認知策等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していたがくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。 ③ その他(※2提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要す。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動に施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のがめ、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先ののが適用されます。 追加的費用の有無 ① あり 2 なし 居室利用権の取扱い 居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用権は消滅します前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし 「種所の変更 ① あり 2 なし 浴室の変更 ① あり 2 なし 浴室の変更 ① あり 2 なし 活面所の変更 ① あり 2 なし 活面所の変更 ① あり 2 なし おの他の変更 ② あり 2 なし 「使所の変更 ② あり 2 なし 「変更内容) で変更 ② なし 「変更内容) で変更 ② なし 「変更内容) で変更 ② なし			② なし
入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要す。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動的施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のが、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先ののが適用されます。 追加的費用の有無	判断基準の内容		入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、 居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、 適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただ くことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞い た上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えて
居室利用権の取扱い 居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用権は消滅します 前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし	手続きの内容		入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、 退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前 施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生 しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のも
前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし	追加的費用の有	有無	① あり 2 なし
面積の増減 ① あり 2 なし 便所の変更 ① あり 2 なし 浴室の変更 ① あり 2 なし 洗面所の変更 ① あり 2 なし 台所の変更 ① あり 2 なし 台所の変更 ① あり 2 なし その他の変更 ① あり 2 なし (変更内容) ② 変更内容)	居室利用権の耳		居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用権は消滅します。
使所の変更 ① あり 2 なし 浴室の変更 ① あり 2 なし 洗面所の変更 ① あり 2 なし 台所の変更 ① あり 2 なし その他の変更 ① あり 2 なし (変更内容) で変更内容)	前払金償却の認	凋整の有無	1 あり ② なし
従前の居室との仕様の変更 ① あり 2 なし 大面所の変更 ① あり 2 なし 台所の変更 ① あり 2 なし その他の変更 1 あり (変更内容)		面積の増減	① あり 2 なし
従前の居室との仕様の変更 ① あり 2 なし 台所の変更 ① あり 2 なし その他の変更 1 あり (変更内容)		便所の変更	① あり 2 なし
の仕様の変更 ① あり 2 なし その他の変更 1 あり (変更内容)		浴室の変更	① あり 2 なし
その他の変更 1 あり (変更内容)		洗面所の変更	① あり 2 なし
その他の変更	の仕様の変更	台所の変更	① あり 2 なし
(2) th		その他の変更	1 あり (変更内容)
			② なし

(入居に関する要件)

7 D 1 6 1 4 7 4	自立している者 ① あり 2 なし						
入居対象となる者 【表示事項】	要支援の者 ① あり 2 なし						
[2017] X	要介護の者 ① あり 2 なし						
留意事項	概ね60歳以上で、自立、要支援、要介護の方。共同生活を円滑に過ごす方。 感染症の方は入居できません。但し医師により、他の入居者に感染する れがないと診断された場合にはこの限りではありません。						
	(事業者からの契約解除) ※入居契約書第28条より						
	事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契 約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められる 場合に、本契約を解除することがあります。						
	一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した						
	時。						
	二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する						
	時。						
	三 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反した時。						
	四 入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に危害を及ぼす恐れが						
契約の解除の内容	あり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止すること ができない時。						
	五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整						
	えば継続的に施設介護が可能であると判断できた場合には身元引受						
	人と相談の上で認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合があり						
	ます。						
	六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せし						
	めた時。						
	2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続						
	きによって行います。						

	一 本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、					
	契約解除の通告について90日の予告期間をおく。					
	二 本条第1項第二号(料金支払いの遅滞)によって契約を解除する					
	場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく。					
	三 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設け					
	る。					
	四 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認					
	し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先					
	の確保について協力する。					
	3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項					
	に加えて次の各号の手続きを行います。					
	一 医師の意見を聴く。					
	二 一定の観察期間をおく。					
契約の解除の内容						
	(入居者からの解約) ※入居契約書第29条より					
	入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に書面による解約の申し入					
	れを行うことにより、本契約を解除することが出来ます。					
	2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には事業					
	者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目を					
	もって、本契約は解約されたものと推定します。					
	3 契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金					
	の返還を行うものとします。					
	4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月翌月					
	の退去の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず					
	1ヶ月分をいただきます。					
	5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理					
	費、業務委託費をいただきます。					
事業主体から解約を求める	解約条項 入居契約書第28条					
場合	解約予告期間 90日					
入居者からの解約予告期間	30日					
	① あり (内容:1泊2日税別10,400円(税込11,440円)。3泊4日から					
体験入居の内容	7泊8日を限度とし、体験入居契約を締結します。介護保					
T-W// V/ロ */ 「1/口	険は適用外となります。※食事費用含む(1日三食))					
	2 なし					
入居定員	48人					
その他						

5. 職員体制 (同一法人が運営する他の事業所の職員については記載不要)

(職種別の職員数)

	職員数(実人数)						
`		合計		常勤換算人数 ※1 ※2			
		台 計	常勤	非常勤	. 1 . 2		
管理者		1		1			
生活相	談員	1		1			
直接処	遇職員	19	3	16			
	介護職員	17	3	14			
	看護職員	2		2			
機能訓	練指導員						
計画作	成担当者						
栄養士							
調理員			業者業務委	発言し			
事務員		1		1			
その他職員		3		3			
1週間	のうち、常勤の	従業者が勤務すべき時	間数 ※ 2	時間			

1 週間の りり、吊馴の使業者が 馴務す へさ 時間数 ※ 2 時間 ※ 3 時間 ※ 3 時間 ※ 3 時間 ※ 3 時間 ※ 5 時間 ※ 5 時間 ※ 5 時間 ※ 6 時間 ※ 6 時間 ※ 7 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計					
		常勤	非常勤			
社会福祉士						
介護福祉士	12	3	9			
実務者研修の修了者	2		2			
初任者研修の修了者	3		3			
介護支援専門員						

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(19時 ~ 翌7時)								
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)						
看護職員								
介護職員	2人	2人						

^{※1} 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が 勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算 した人数をいう。

^{※2} 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は,記入不要

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利 用者に対する看護・介護職員 の割合	生活介護の利 要約上の職員配置比率※ じ・介護職員				$\frac{2}{2.5}$: 1 : 1	以上 以上 以上 以上	
(一般型特定施設以外の場合,本欄は省略可能)		際の配置比率 記入日時点での利用者数:常勤換算職員 1						: 1
※ 広告、パンフレット等にお	さける記	載内容に合致するものを選択						
外部サービス利用型特定施設	である	ホームの職員数						人
有料老人ホームの介護サービ 体制	ス提供	訪問介護事業所の名称	听の名称					
(外部サービス利用型特定施設	设以外	訪問看護事業所の名称						
の場合,本欄は省略可能)		通所介護事業所の名称	•					 •

(職員の状況)

他の職務との			務とのタ	兼務				D	あり 2	2 な	し		
管理者 当		業務に係る資		① あり									
		格等	小心具	資格等の名称 介護福祉士									
				2	なし								
	区分			看護	職員		介	護.	職員		生活	相談員	
	四 为		常勤	力	非常	常勤	常勤		非常勤	常	勤	非常勤	j
自	前年度1年間の採用者数	汝				2			3				
自	前年度1年間の退職者類	汝				3			4				
3	業務に従事した経験年数	汝											
	1年未満の者の人	数				2			4				1
	1年以上3年未満の者	の人数						3	10				
	3年以上5年未満の者	の人数											
	5年以上10年未満の表	皆の人数											
	10年以上の者の	人数											
	区分		機能訓練指導員			員		計	画作原	戈担当	者		
	四刀		常勤			非常勤			常勤		非常勤		
自	前年度1年間の採用者数	汝											
育	前年度1年間の退職者数	数											
¥	業務に従事した経験年数	数											
	1年未満の者の人	数											
	1年以上3年未満の者	の人数											
	3年以上5年未満の者	の人数											
	5年以上10年未満の者	音の人数											
	10年以上の者の	人数											
従業者	の健康診断の実施状況			1	あり	2	2 なし						

6. 利用料金

		1	利用権方式					
居住の権利形態		2	建物賃貸借方式					
			3 終身建物賃貸借方式					
		1	全額前払い	方式				
		2	一部前払い	一部月	払い方式			
利用料金の支払	/1\ ++	3	月払い方式					
利用料金の文書	ムい方式	(④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択			1 全額前払い方式		
		\sim			- 選扣	② 一部前払い・一部月払い方式		
		/•			. Æ//	③ 月払い方式		
年齢に応じたる	金額設定	1	あり ②	なし				
要介護状態に応	じた金額設定	1	あり ②	なし				
		1	減額なし					
入院等による不在時における 利用料金(月払い)の取扱い		2	日割り計算で	で減額				
		3	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額					
利用料金の改 条件			人件費、物価の変動等に基づく					
定	手続き	入月	者及び身元	別受人の	意見を聴いて	て改定する		

(利用料金のプラン(代表的なプラン))

				プランa	プランb		
入居者の状況			要介護度	自立・要支援・要介護	自立・要支援・要介護		
八百石	V74\1)L		年齢	概ね60歳以上	概ね60歳以上		
			床面積	$18.06 \sim 18.07 \mathrm{m}^2$	$18.06 \sim 18.07 \mathrm{m}^2$		
居室の	10447		便所	① 有 2 無	① 有 2 無		
店主り	11\1)L		浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無		
			台所	1 有 ② 無	1 有 ② 無		
7 尼吽	点で必要	ゴナュ弗 田	前払金	なし	330万円		
八石时	点 て必多	では賃用	敷金	なし	なし		
月額費	用の合詞	計		税別188,500円	税別150,000円		
				税込194,900円	税込156,400円		
	家賃			113,500円(非課税)	75,000円(非課税)		
		特定施設	え 入居者生活介護※1の費用	なし	なし		
			食費	税別55,000円	税別55,000円		
	サ	_	及貝	税込59,400円	税込59,400円		
		介護	管理費	税別20,000円	税別20,000円		
	世ス 護保	保		税込22,000円	税込22,000円		
	費用	険 外	介護費用	なし	なし		
	用 ※		光熱水費	※専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターによる)			
			儿然外質	※専用居室内の水道代Aタイプ税別1,000円/月(税込1,100			
			その他	なし	なし		

^{※1} 介護予防・地域密着型の場合を含む。

^{※2} 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。)

(利用料金の算定根拠)

算定根拠				
当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等 を基礎として、近傍同種の受託家賃から算定				
なし				
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 なし				
管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費				
食材費及び業務委託費の一部として ※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。				
専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターによる) 専用居室内の水道代 税別1,000円/月(税込1,100円)				
別添2				
生活サポート費 月額税別20,000円(税込22,000円) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容:日用品の買物代行、居室清掃、洗濯等 行事費 月額1,000円 使途:レクリエーション費用等 ※上記、各費用は三月以内の契約解除の場合、未利用日分が返還されます。				

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		当社他施設及び近隣施設の前払金水準、立 地条件、居室面積等を比較勘案し、前払金 の価格設定		
想定居住期間(何	償却年月数)	5年(60ヶ月)		
償却の開始日		入居日の翌日		
想定居住期間を調る額(初期償却額	超えて契約が継続する場合に備えて受領す 額)	前払金の30%相当額		
初期償却率		30%		
返還金の算定 方法	人居後3月以内の契約終了	プランbは、入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合(死亡退去を含む)、前払金から、(前払金の1ヶ月相当額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は、入居日(前払金の入金日)から契約終了日(居室明け渡し日)までの利用料を控除した額を返還します。この場合の契約解除とは、三月以内に契約解除手続きが完了し、居室を明け渡した場合といます。介護保険1~3割負担金額は利用し分の日割計算となります。契約解除の申し出、書面によるものとします。退去に明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。		

	-	
返還金の算定 方法	入居後3月を超えた契約終了	返還金=前払金×70%÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間-入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。
	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
前払金の保全 先	② 信託契約を行う信託会社等の名称	(保全先)株式会社山田エスクロー信託 前払金の保全措置は、株式会社ベストライ フ西日本を委託者、株式会社山田エスク ロー信託を受託者、目的施設入居者を受益 者とする信託保全契約を締結しています。 この信託契約により保全金額に相当する部 分が保全されます(プランaは非該当となり ます)。
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)	

7. 入居者の状況 (記入日現在)

(入居者の人数)

性別	男性	7 人
1生列	女性	31 人
	6 5 歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	1 人
	75歳以上85歳未満	12 人
	85歳以上	25 人
	自立	2 人
	要支援1	3 人
	要支援 2	3 人
要介護度別	要介護 1	12 人
安月喪及別	要介護 2	5 人
	要介護 3	6 人
	要介護4	5 人
	要介護 5	2 人
	6ヶ月未満	4 人
	6ヶ月以上1年未満	0 人
入居期間別	1年以上5年未満	34 人
ノいロ 初 旧 刀	5年以上10年未満	0 人
	10年以上15年未満	0 人
	15年以上	人

(入居者の属性)

平均年齢	88.3歳
入居者数の合計	38人
入居率※	79.17%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得ら	れた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	0人
退居先別の人数	社会福祉施設	3人
	医療機関	4人
	死亡者	3人
	その他	0人
		0人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		
生的胜机10万亿		7人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		長期入院等のため

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数ある場合は欄を増やして記入。

窓口の名称		ベストライフ宝塚 管理者					
電話番号		0797-71-8861					
	平日	9:00~18:00					
対応している時間	土曜	9:00~18:00					
	日曜・祝日	9:00~18:00					
定休日		なし					
窓口の名称		株式会社ベストライフ西日本					
電話番号		072-254-7930					
	平日	9:00~18:00					
対応している時間	土曜						
	日曜・祝日						
定休日		土曜、日曜、祝祭日					
窓口の名称		株式会社ベストライフ 生活相談室					
電話番号		03-5908-2020					
	平日	9:30~18:30					
対応している時間	土曜						
	日曜・祝日						
定休日		土曜、日曜、祝祭日					
窓口の名称		兵庫県阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所 監査指導課					
電話番号		0797-61-5174(直通)					
	平日	9:00~17:00					
対応している時間	土曜						
	日曜・祝日						
定休日		土曜、日曜、祝祭日					

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況		あり			(その内容) 施設職員の過失による事故の損害賠償 こん補限度額2億円
	2	なし			
介護サービスの提供により賠償すべき事故 が発生したときの対応	1	あり		自 (2)	(その内容) 施設職員の過失により事故が発生 し、入居者の生命、身体、財産に損 唇が発生した場合には損害保険など り手配を行い誠実に対応します。但 し天災などの不可抗力は除きます。
	2	なし			
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2	なし	

(利用者等の意見を把握する体制, 第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査, 意見 箱等利用者の意見等を把握す る取組の状況		あり	実施日	令和2年9月1日			
		<i>w</i>) 'y	結果の開示		あり	2	なし
		なし					
			実施日				
第三者による評価の実施状況	1	あり	評価機関名称				
第二名による計価の美胞仏 优			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

9. 入居希望者への事前の情報開示

八石中王古一切于时以目积历		
	1	入居希望者に公開
入居契約書の雛形	2	入居希望者に配布
	3	公開していない
	1	入居希望者に公開
管理規程	2	入居希望者に配布
	3	公開していない
	1	入居希望者に公開
事業収支計画書	2	入居希望者に配布
	3	公開していない
	1	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	2	入居希望者に配布
	3	公開していない
	1	入居希望者に公開
財務諸表の原本	2	入居希望者に配布
	3	公開していない

10. その他

	 あ 	, ŋ	(開催頻度)年 2 回
	2 な	:L	
運営懇談会		1 代替措置あり	(内容)
		2 代替措置なし	
提携ホームへの移行)入居移別しりた聞い居室動途た、だいたの者が先に月適くただ	空いていれば可能です。但し、施設の入居契約手続きが必要必要となります。また、移動すの2ヶ月後の月末に返還されまず切な介護サービス提供のため、ことがあります。この場合、上で、入居者及び身元引受人、きます。この際、新たな前払金ステム、サービス等は住み替った。	る他施設への移動を希望される場合、 、退去の手続きを行った上で、新たにです。この際、移動先施設の前払金が前の施設の返還金は退去手続きが完了 さす。認知症等、特別な身体状況によ、当社の運営する他施設へ移動してい 一定の観察期間を設け、医師の意見を 、それぞれの同意を得て、住み替えて 金は発生しませんが、月額利用料及び
有料老人ホーム設置時の老人 福祉法第29条第1項に規定 する届出			登録を行っているため、高齢者の居住 規定により、届出が不要
兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針第4章「規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あ	9 ② なし	
合致しない事項がある 場合の内容			
第5章「既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	2 適	合している(代替措置) 合している(将来の改善計画) 合していない	
兵庫県有料老人ホーム設置運 営指導指針の不適合事項			
不適合事項がある場合 の内容			

添付書類: 別添1:事業主体が兵庫県内で実施する他のサービス一覧表

別添2:入居者の個別選択による介護サービス一覧

月額利用料表

令和	年	月	目	
				説明した者
				所属
				職名
				氏名
				説明を受けた者
				住所
				氏名

[※] 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

介護サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり なし	ベストライフ宝塚 訪問介護事業所	宝塚市谷口町1-14
訪問入浴介護	ありなり		
訪問看護	ありなり		
訪問リハビリテーション	ありなり		
居宅療養管理指導	ありなり		
通所介護	ありなり		
通所リハビリテーション	ありなり		
短期入所生活介護	ありなり		
短期入所療養介護	ありなり		
特定施設入居者生活介護	あり なし	ベストライフ西宮	西宮市日野町4-73
福祉用具貸与	ありなり		
特定福祉用具販売	ありなり		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ありなり		
夜間対応型訪問介護	ありなり		
認知症対応型通所介護	ありなり		
小規模多機能型居宅介護	ありなり		
認知症対応型共同生活介護	ありなり		
地域密着型特定施設入居者生活介護	ありなり		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ありなり		
看護小規模多機能型居宅介護	ありなり		
居宅介護支援	あり なし	ベストライフ宝塚 居宅介護支援事業所	宝塚市谷口町1-14
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	ありなり		
介護予防訪問看護	ありなり		
介護予防訪問リハビリテーション	ありなり		
介護予防居宅療養管理指導	ありなり		
介護予防通所リハビリテーション	ありなり		
介護予防短期入所生活介護	ありなり		
介護予防短期入所療養介護	ありなり		
介護予防特定施設入居者生活介護		ベストライフ西宮	西宮市日野町4-73
介護予防福祉用具貸与	ありなり		
特定介護予防福祉用具販売	ありなり		
<地域密着型介護予防サービス>	>		
介護予防認知症対応型通所介護	ありなり		
介護予防小規模多機能型居宅介護	ありなり		
介護予防認知症対応型共同生活介護	ありなり		
	ありなり		
介護予防支援	9		
介護予防支援 <介護保険施設>			
	ありなり		
<介護保険施設>			
<介護保険施設> 介護老人福祉施設	ありなり		

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護(地域密清	あり(なり								
		居者生活介			するサービス	ζ			
	護費で、実施ス(利用者一	をするサービ -部負担※1)	(利用者が	全額負担)	包含※2	都度※2	料金※3	備考	
介護サービス									
食事介助	あり	(L)	あり	(Z)				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
排泄介助・おむつ交換	あり	(I)	あり	(Z)				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
おむつ代	あり	(I)	5	なし		0	実費	_	
入浴(一般浴)介助・清拭	あり	(I)	あり	(Z)				★入浴機会の提供	
特浴介助	あり	(I)	あり	(Z)				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
身辺介助 (移動・着替え等)	あり	(Z)	あり	(Z)				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
機能訓練	あり	(Z)	あり	(Z)				_	
通院介助(協力医療機関)	あり	(t)	5	なし	同行(送迎) (月2回迄)	同行(送迎)	実費	片道5キロ以上までの同行(送迎)は1往復目を片道税別500円(税込550円)、2往復目からは片道税別1,000円(税込1,100円)とします。片道5キロ以上10キロまでの同行(送迎)	
通院介助(上記以外)	あり	(Z)	5	なし		同行(送迎)	実費	は1往復目を片道税別1,000円(税込1,100円)とし、2往復目からは片道税別2,000円(税込2,200円)とします。片道10キロ以上の同行(送迎)は原則として行いません。	
生活サービス									
居室清掃	あり	なり	あり	なし		0		基本的に訪問介護事業所等にて提供	
リネン交換	あり	(t)	あり	なし		0		※自立の方で希望される場合は、生活サ	
日常の洗濯	あり	(Z)	(30)	なし		0		- ポート費税別20,000円/月 (税込22,000円)を頂きます。	
居室配膳・下膳	あり	(f2)	(5)	なし	0			——————————————————————————————————————	
入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	(Z)	(b)	なし	0			治療食の提供(看護師、医師の指示による)	
おやつ	あり	(Z)	あり	(ED				_	
理美容師による理美容サービス	あり	(I)	5 0	なし		0	実費	理美容の機会提供、利用費用は実費負担	
買い物代行(通常の利用区域)	あり	(Z)	5 0	なし	0	0		月2回 ※自立の方、要介護認定を受けていない方 が希望される場合は、生活サポート費税別 20,000円/月(税込22,000円)を頂きます。	
買い物代行(上記以外)	あり	(Z)	あり	Tz)				_	
役所手続き代行	あり		あり					—	
金銭・貯金管理	あり	(t)	あり	(t)				_	

		護費で、実施ス(利用者一				包含※2 都度※2 **		料金※3	備考
健身	賃管理サービス								
	定期健康診断	あり		5 0	なし		0	実費	年2回の機会提供 (健康診断料は実費)
	健康相談	あり	(Z)	5	なし	0			看護師による相談
	生活指導・栄養指導	あり	F	5	なし	0			看護師による指導
	服薬支援	あり		5	なし	0			自立の方は除く
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり		あり	(t)				_
入进	とに時・入院中のサービス								
	移送サービス	あり	(Z)	5 0	なし	○ 同行(送迎) (月2回迄)	〇 同行(送迎)	実費	片道5キロ以上までの同行(送迎)は1往 復目を片道税別500円(税込550円)、2往 復目からは片道税別1,000円(税込1,100
	入退院時の同行 (協力医療機関)	あり	(}	5	なし	○ 同行(送迎) (月2回迄)	〇 同行(送迎)	円)とします。片道5キ の同行(送迎)は1往往	円)とします。片道5キロ以上10キロまでの同行(送迎)は1往復目を片道税別 1,000円(税込1,100円)とし、2往復目から
	入退院時の同行 (協力医療機関以外)	あり	T _k	(5)	なし		〇 同行(送迎)	実費	は片道税別2,000円(税込2,200円)とします。片道10キロ以上の同行(送迎)は原則として行いません。
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	(F)	5 0	なし				_
	入院中の見舞い訪問	あり	(F3)	5	なし	適宜			

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1~3割の利用者負担)。

※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に〇を記入する。

※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

月額利用料表

ベストライフ宝塚

① 通常、お支払い頂く月額利用料は下記の通りです。

プラン a (単位:月)

					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額	
自立~要介護 5	113,500 円 (非課税)	20,000 円 消費税別	55,000 円 消費税別	188,500 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、	
		22,000 円 消費税込	59,400 円 消費税込	194,900 円 消費税込	費用が発生します。	

プラン b (単位:月)

要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額
自立~要介護 5	75,000 円 (非課税)	20,000 円 消費税別	55,000 円 消費税別	150,000 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、
		22,000 円 消費税込	59,400 円 消費税込	156,400 円 消費税込	費用が発生します。

※一人当たりの食費内訳(30日計算)

項目	業務委託費	食材費 (1日3食)	合 計 (30日の場合)
	31,000 円	800 円	55,000 円
	消費税別	消費税別	消費税別
金額	33,480 円	864 円	59,400 円
	消費税込	消費税込	消費税込

- ※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。
- ※業務委託費は欠食の有無に関わらず、月額税別31,000円(税込33,480円)となります。
- ※食材費は1日三食税別800円(税込864円)となります。税別800円(税込864円)×喫食日数を当月分の食材費として頂戴します。
- ※1日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。
- ※食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。

② その他

- ※自立の方、要介護認定を受けていない方で生活サポート(日用品の買物代行、居室清掃、洗濯等)を希望される場合、別途税別20,000円(税込22,000円)で生活サポートをさせていただきます。尚、1ヶ月間(1日~31日迄の1ヶ月単位)生活サポートをご利用にならなかった場合、生活サポート費はいただきません。それ以外の場合にはご利用になった日数・回数に関係なく1ヶ月分の生活サポート費をいただきます。
- ※賃料、管理費、食費は入居日(プランa:契約完了日、プランb:前払金の入金日)より発生し、入居日(プランa:契約完了日、プランb:前払金の入金日)起算の日割計算となります。但し、契約完了月は利用日起算の日割計算となります。
- ※消費税は、管理費、食費、生活サポート費に課税されます。
- ※介護保険1~3割負担金額、医療費、電気水道代、電話設置費用、電話代、日用品、おむつ等の介護用品の費用は 別途負担となります。
- ※訪問介護事業所を利用される場合は、月額利用料の他に要介護認定に応じた区分限度支給額内でご利用になられた介護サービス費用の1~3割負担金額をご負担いただきます。

(下記『参考』は1ヶ月の区分支給限度額をもとに1~3割負担金額を例示したものです。)

(参考) (単位:円)

要介護認定		介護保険(総額)	介護保険負担金額(30日計算)		
		(30日計算)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	I	12,994	1,300	2,599	3,899
訪問型サービス	II	25,956	2,596	5,192	7,787
要支援 2 訪問型サービス	I	12,994	1,300	2,599	3,899
	II	25,956	2,596	5,192	7,787
	III	41,183	4,119	8,237	12,355
要介護 1		185,253	18,526	37,051	55,576
要介護 2		217,740	21,774	43,548	65,322
要介護 3		298,880	29,888	59,776	89,664
要介護 4		341,864	34,187	68,373	102,560
要介護 5		400,197	40,020	80,040	120,060

※人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

※レクリエーション費等として、行事費をいただきます。 (月額1,000円)